

〔解答〕 1)

解説〕

1) 不適切。

企業型年金の脱退一時金の支給要件は以下の通りです。

- ① 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者でないこと
- ② 個人別管理資産額が1万5千円以下であること
- ③ 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して、6か月を経過していないこと

上記の要件を満たしていれば、個人型年金の加入者となることができる場合であっても、脱退一時金の支給を受けることができます。

2) 適切。

2022年5月より、個人別管理資産額が1万5千円を超えていても、個人型年金の脱退一時金の支給要件を満たしていれば、企業型年金から脱退一時金を受給できるようになりました。

3) 適切。

個人型年金の脱退一時金は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては国民年金基金連合会に、それぞれ支給の請求を行います。

4) 適切。